

第3回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

令和4年3月30日提出

I 件数 2件

【内訳】 議案 1件 (予算関係1件)
報告 1件 (専決処分の報告1件)

II 議案の要旨

《補正予算関係》

議案第59号 令和3年度南相馬市一般会計補正予算について

【趣旨】

令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震に係る災害救助、応急復旧など、緊急に対応すべき予算を計上するもの。

《報告》

報告第2号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項（議会の委任による専決処分）の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和4年3月7日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住 個人

2 損害賠償の額

108,064円	〔	うち保険等により補てんされる額	108,064円
		市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和3年11月27日（土）午前5時30分頃、原町区上北高平字植松地内において、本市が交通安全啓発のため設置したのぼり旗のポールが折れ、車道にはみ出していたことから、走行中の相手方車両左側ドアガラス等が損傷し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

4 事故の種類

物損事故（人身事故なし）

5 事故状況図

